

1. 今夏の節電目標の改定方針について

- 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になる段階までは、現行の節電目標を堅持する。
- 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になった段階※において、次のとおり、節電目標を改定する。

※再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。

(節電目標)	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現行	▲5%以上	▲15%以上	▲5%以上	▲5%以上	▲7%以上	▲10%以上
	↓	↓	↓	↓		
改訂後	▲4%以上 (定着した節電分)	▲10%以上	▲4%以上 (定着した節電分)	▲3%以上 (定着した節電分)	▲7%以上	▲10%以上

※1 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電分は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

※2 東日本地域の節電目標は変更しない。

- 大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実になった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力4号機の再起動が確実になった段階で改定する。

2. 今夏の電力需給対策に係る取組について

6月22日時点

	5月	6月	7月	8月
節電の普及啓発	<p>昨年夏～ 政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」及び経済産業省のHPにおける情報発信：電力会社毎の時点時点の電力使用状況・でんき予報(7月2日～)を詳細に示すとともに、家庭向け及び事業者向けのきめ細かい節電メニューを提示。「節電アクションアプリ」も配信中。</p> <p>昨年～ 電力各社が順次、各社HP上で、でんき予報を掲載。また、パンフレット・チラシの配布、需要家向け説明会等についても順次実施中。</p> <p>5月21日～ 全国での自治体・業界団体等向け説明会の開催等 計531回実施・予定(6月22日現在)</p>			
	<p>5月18日 今夏の電力需給対策を決定・公表【電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議合同会合】</p>	<p>5月18日～ 自治体・業界団体を通じて需要家向けの節電要請文を发出</p>	<p>6月22日 需給対策にかかる進捗報告とフォローアップの実施【電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議合同会合】</p>	<p>政府広報 ・新聞突出し広告【中央紙5紙、ブロック3紙、地方紙62紙】(7月2日～) ・政府広報ラジオ定時番組(7月2日～)</p> <p>7月上旬～ 節電パンフレットを配布</p> <p>7月上旬 TV・ネット等メディアによるでんき予報の再開</p>
電力需給改善のための環境整備等	<p>5月25日～6月29日 自家発補助予算の公募 等</p> <p>5月28日 関電がネガワット取引^{*1}・アグリゲーター^{*2}を活用したピーク抑制を公表</p> <p>6月1日 東電がピーク対策料金メニューを設定</p> <p>6月6日 東電がピークカットのためのアグリゲーター等との契約締結を発表</p> <p>6月5日 今夏の政府の節電行動計画の決定、6月中下旬の合同会合で了承</p> <p>6月18日 分散型・グリーン売電市場^{*3}の創設</p> <p>6月20日 卸電力取引所の「時間前市場」の「買い」に関する制限を撤廃</p> <p>7月1日 関電がピーク対策料金を設定 四国電力・九電がピーク対策料金の実証実験を開始</p> <p>7月2日 関電がネガワット取引を開始</p> <p>7月1日 スマートメーター向けの検定手数料の引き下げを実施 夜間等インバランス料金^{*4}の引き下げのための改正省令施行</p> <p>7月～9月 関電・北海道電力が家庭向けの節電キャンペーンを実施(一定の節電達成者にプレゼント進呈)</p>			
需給ひっ迫対応	<p>昨年～ 全国各地域で需給ひっ迫対応のための政府機関・自治体・電力会社・業界団体等による連絡会議を組織し情報共有を実施。</p> <p>5月中旬～6月中旬 計画停電緩和対象について関係省庁と調整</p> <p>6月4～7日 北海道・近畿・四国・九州の自治体等向け計画停電説明会を開催</p> <p>6月22日 需給ひっ迫警報や緊急速報メールの仕組みの決定・公表</p> <p>6月22日 計画停電の区域割りやスケジュールの確定・公表</p> <p>7月2日～9月7日 中西日本における数値目標付き節電要請期間 7月23日～9月14日 北海道における数値目標付き節電要請期間</p>			

*1 ネガワット取引・・・需給ひっ迫が予想される場合などに、需要家に対し節電可能な電力(ネガワット)を募集し、当該節電を達成した場合に電力会社が対価を支払う取引。
 *2 アグリゲーター・・・複数の需要家の電力需要を一括して制御する事業者。(このような事業者を通じ、例えば、照明や空調を遠隔操作するといった手法で需要を削減する仕組みを構築する。)
 *3 分散型・グリーン売電市場・・・自家発の余剰電力等、小規模な電力でも、売却可能な市場。売り手は価格・販売量・その他の条件を任意に設定可能。自社で買い手(電気事業者)を探す手間を省き、効率的に買い手を選定可能。
 *4 インバランス料金・・・電気の安定的な供給のため、新規参入の特定規模電気事業者(新電力)は、30分単位で需要と供給を一致させることが求められているところ、供給量が不足した場合には電力会社が補うこととなるため、それに応じて新電力が電力会社に支払う料金。30分で3%以上のギャップが生じた場合、より高い単価が適用される。

3. セーフティネットとしての計画停電について

- 計画停電は不実施が原則だが、関西、北海道、四国、九州において、万々に備えて計画停電を準備。
- セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社でグループ割り、月間カレンダーなど具体的な実施方法を策定し、公表(6月下旬までに)。

停電時間 1回約2時間。1日複数回の停電を極力避けるが、関西電力管内は1日2回の可能性あり。

グループ割り グループ単位(※)で計画停電する地域を特定することにより、必要最小限の地域のみで停電を実施。

スケジュール 月間カレンダーを事前に示すことで予見性を高めるとともに、前日夕刻にスケジュールを公表。

人工呼吸器等患者への対応

- ①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、情報提供
- ②緊急相談窓口の設置、通電される近隣の医療機関の紹介
- ③電力会社による小型発電機の貸出し

影響緩和措置(計画停電時にも通電される施設)

- 医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)
- 国の安全保障上極めて重要な施設
- 国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

※特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電を実施。

※被災地、防災(原子力発電所周辺等)などへの配慮を行う。

(例) グループ割りのイメージ

グループ名	対象地域
第1グループ	〇〇県□□市△△町、〇〇県□□市▽▽町の一部、 〇〇県□□市◇◇町…
第2グループ	●●県■市▲▲町、●●県■市▼▼町の一部、 ●●県■市◆◆町…
⋮	⋮
⋮	⋮

(例) 月間カレンダーのイメージ

第1グループが停電する可能性のある時間帯

平成24年	7月				8月			9月
第1時間帯 (8:30~11:00 のうち2時間程度)	2日 月	10日 火	19日 木	27日 金	6日 月	17日 金	27日 月	4日 火
第2時間帯 (10:30~13:00 のうち2時間程度)	3日 火	11日 水	20日 金	30日 月	7日 火	20日 月	28日 火	5日 水
第3時間帯 (12:30~15:00 のうち2時間程度)	4日 水	12日 木	23日 月	31日 火	8日 水	21日 火	29日 水	6日 木
第4時間帯 (14:30~17:00 のうち2時間程度)	5日 木	13日 金	24日 火		1日 水	9日 木	22日 水	30日 木
第5時間帯 (16:30~19:00 のうち2時間程度)	6日 金	17日 火	25日 水		2日 木	10日 金	23日 木	31日 金
第6時間帯 (18:30~21:00 のうち2時間程度)	9日 月	18日 水	26日 木		3日 金	16日 木	24日 金	3日 月

※運用ではグループ単位ではなく、より細かいサブグループ単位で停電を実施。

(注)今後の需給状況に応じ、変更する可能性がある。

今夏の節電目標の改定方針について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 節電目標の改定にあたっての基本的考え方

- (1) 平成24年6月16日に開催された四大臣会合において、政府は、大飯原子力発電所3号機、4号機の再起動を決定した。
- (2) 大飯原子力発電所3号機が再起動された後、4号機が再起動される予定であり、3号機、4号機の再起動には、それぞれ約3週間を要する見込みである。
- (3) その際、再起動の作業が遅延する可能性があるため、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となる段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）までは、「今夏の電力需給対策について（平成24年5月18日電力需給に関する検討会合／エネルギー・環境会議）」で決定された節電目標を堅持することが必要である。
- (4) 大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階。）において、次の方針に従い、節電目標を改定する。

なお、大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う節電目標の改定については、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階を目途にその方針を固め、大飯原子力4号機の再起動が確実となった段階で改定する。

2. 大飯原子力発電所3号機の再起動に伴う節電目標の改定方針

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階（再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となる段階。）において、「今夏の電力需給対策について」で決定された節電目標を以下のとおり改定する。

- ①大飯原子力発電所3号機の再起動により、中西日本（中部、関西、北陸、中国、四国、九州電力）において、電力の供給力が約170万kW増加¹することに合わせ、関西電力管内の節電目標を、一昨年比▲10%以上に低減する。
- ②中部、北陸、中国電力管内においては、広域レベルでの節電目標の共有を一部継

¹ 約170万kWのうち、大飯原子力発電所3号機の出力は、118万kW。残りは、揚水汲み上げ電力の増加等に伴う揚水供給力の増加分。

続することとし、定着した節電分相当²を数値目標として設定する³。

③四国、九州電力管内については、現在の節電目標を維持する⁴。

④数値目標を伴う節電要請期間及び時間は変更しない。

なお、大飯原子力発電所の再起動は、基本的に、中西日本地域の供給増をもたらすものであり、東日本地域の節電目標等は変更しない。

<現在の節電目標と改定後の節電目標>

	中部	関西	北陸	中国	四国	九州
現在の節電目標	▲5%以上	▲15%以上	▲5%以上	▲5%以上	▲7%以上	▲10%以上
改定後の節電目標	▲4%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲10%以上	▲4%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲3%以上 <small>(定着した節電分)</small>	▲7%以上	▲10%以上

これら、数値目標を伴う節電を要請することにより、引き続き、中西日本全体において、+3%以上の供給予備率を確保する。

以上

² 「定着した節電」とは、需給検証委員会で示されたとおり、現在行われている無理のない節電（ストレスが小さく、かつ、コストが少ない、もしくは投資回収ができるもの）を指す。例えば、照明や空調の調整等による節電が挙げられる。

³ 中部、北陸、中国電力管内における定着した節電は、それぞれ一昨年比▲3.6%、▲3.7%、▲2.5%であることから、中部、北陸、中国電力管内の節電目標を、それぞれ▲4%以上、▲4%以上、▲3%以上とする。

⁴ 四国電力管内については、▲7%以上の節電目標は、単独で需給ギャップを解消した上で余力があれば需給がひっ迫している他地域への電力融通を行うという前提であった。大飯原子力発電所3号機が再起動した後も、中西日本全体では、電力供給の余力があるとはいえないため、四国電力管内については、▲7%以上の節電目標を維持する。

夏期の節電啓発について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった各需要家の最大限の理解と協力を得ることが不可欠であり、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

(節電の普及啓発)

各需要家の理解と協力を得て、社会全体として効果的なピークカットを行うため、節電に関する正しい知識（必要性・目標・期間・時間・内容等）と理解の普及啓発に努める。

(分かりやすい説明とフィードバック)

需要家の積極的な取り組みを促すよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

(経済・社会活動や健康への配慮)

需要家が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。

(一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ)

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形での省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化につなげるものとする。

(自治体との連携)

需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果

的な啓発活動を推進する。

Ⅱ 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

①節電広報

- 新聞、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く需要家に対する呼びかけを行う。
- その際、共通ロゴや基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を運営する。また節電アプリの配布を行う。
- 節電広報の際には、あわせて、行き過ぎた節電が熱中症発生のリスクを高めることや、適切な室温管理や水分補給などの予防方法等について情報提供を行う。

②電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、各電力会社から情報発信を行い、また、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に電力会社は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

③節電・省エネ教育

- 全国の小学校に節電・省エネの専門家である「省エネ家電コンシェルジュ」を派遣する「省エネ出前授業」を実施する。

④節電・省エネ診断

- 工場やオフィスビル等における無料の節電・省エネ診断を行う「無料節電診断」等を実施する。
- 地方自治体や公的な組織、民間の業界団体などが参加費無料で開催する節電・省エネに関する説明会に、節電・省エネの専門家を無料で派遣する「無料講師派遣」を実施する。

⑤その他

- クールビスの徹底によりオフィス等における節電を図るとともに、旅行や外出の促進を進めることにより家庭での節電を図る。

Ⅲ 需給ひっ迫時の対応

(需給ひっ迫警報)

需要家の節電への協力にも関わらず、急激な気温変化や大型発電所の計画外停止等により、電力需給がひっ迫する可能性がある場合には、政府は、予めひっ迫が想定される特定の電力会社管内に「電力需給ひっ迫警報」を発令し、報道機関や地方公共団体等の協力を得て、緊急節電要請を行う。併せて、供給面においても、各電力会社から、ひっ迫する電力会社に対し、最大限の電力融通（東日本・中西日本間の融通を含む）の実施を要請することとする。

全国各地域（電力会社管内毎）において、緊急時の節電のためのネットワーク（政府機関（地方経済産業局等）・地方公共団体・電力会社・業界団体等）を整備する。これにより需給ひっ迫警報発令時等において機動的な節電対応を行うとともに、他電力会社管内のひっ迫時においても一層の節電を行い、ひっ迫する電力会社管内への融通可能量の拡大を目指す。

上記の対応を踏まえても、需要の見通しが一定の水準以下とならない場合、計画停電の実施を回避するための緊急避難的な措置として、民間事業者（電気通信事業者等）の協力の下、「緊急速報メール」等を特定の電力会社管内の携帯電話ユーザーに一斉に配信し、周辺の電気機器の使用を至急停止することを要請する。

今夏の政府の節電行動計画

平成 24 年 6 月 22 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 基本的な方針

政府は、「今夏の電力需給対策について」（平成 24 年 5 月 18 日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）において定められた各地域の節電目標に基づき率先して節電対策に取り組む。

2. 行動計画

各府省は以下の（１）～（４）の内容を含む節電対策に取り組むこととする。

なお、合同庁舎については、合同庁舎管理官庁が中心となり、入居官庁は協力して節電対策に取り組むこととする。

（１）節電に係る数値目標

全国の需要設備（沖縄を除く）について、定められた期間・時間帯（※１）における使用最大電力の抑制に努める。

また、各電力管内に定められた期間・時間帯（※２）においては、一昨年を基準として、①関西電力管内では▲15%以上、②九州電力管内では▲10%以上、③北海道、四国電力管内では▲7%以上、④中部、北陸、中国電力管内では▲5%以上使用最大電力（※３）を抑制するよう努める。

なお、数値目標の定められていない東京、東北電力管内についても、需給検証委員会で昨年から定着したものとして見込まれている節電分（東京電力管内：一昨年比▲10.2%程度、東北電力管内：一昨年比▲3.4%程度）（※４）を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努める。

加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝（7:00～9:00）や夜（20:00～25:00）の時間帯においても、揚水発電の放水時間を短縮することにより、揚水発電の供給力を増やす観点から、活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する。

なお、節電により、病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極

めて重要な施設の機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な取組を行うこととする。

※1：7月2日～9月28日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）

※2：北海道電力管内：7月23日～9月7日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）
9月10日～9月14日 17:00～20:00

その他電力管内：7月2日～9月7日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）

※3：原則、一昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

※4：需給検証委員会によれば、他電力管内の定着した節電分として、一昨年比で北海道：▲2.8%、中部：▲3.6%、関西：▲3.8%、北陸：▲3.7%、中国：▲2.5%、四国：▲2.7%、九州：▲7.0%程度を見込んでいる。本文で示した数値目標はこれらの定着した節電分を反映せず一昨年の実績から必要となる需要抑制を定めたもの。

（2）節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則28度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程度に間引く等）
- ・白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないO A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

¹ 室温を29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

- ・パソコンのディスプレイの輝度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
 - ・プリンタ、コピー機、FAXの稼働台数の削減
 - ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化
 - ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止
 - ・契約更新時又は買換え時における電力消費の少ない機器の採用
- エ. 共用部分に係る節電
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
 - ・冷水器の停止
 - ・自動販売機の消灯要請
 - ・入居売店等への節電の協力要請
- オ. 電力使用状況の職員への周知
- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 既存の自家発電設備の活用
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・ 常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・ 建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・ 二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・ 人感センサー、LED照明等の導入
- ・ BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入
- ・ 簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- ・ 詳細な節電効果を把握するための消費電力の測定範囲の細分化

（３）節電の確実な実施のための取組

使用最大電力の削減を確実にするため、各々の府省において節電担当責任者を置き、進捗管理を行うとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

（４）独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・ 独立行政法人及び公益法人に対し、本行動計画も参考にしつつ、その特性に応じた節電に取り組むよう要請する。
- ・ 地方公共団体に対し、本行動計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・ 独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

セーフティネットとしての計画停電について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

計画停電は不実施が原則であるが、需給の状況が厳しい関西電力並びに北海道電力、四国電力及び九州電力に関して、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合など、万々に備えた計画停電の準備を進めている。

セーフティネットとしての計画停電の概要は、以下のとおり。この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定する。

1. 計画停電の運用

(1) 停電時間

1回の停電時間を2時間程度にする。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めるが、現時点において、関西電力管内については1日2回となる可能性が想定される。

(注)新電力(特定規模電気事業者)から電力供給を受けている場合(自営線からの給電を除く)についても停電。

(2) 事前の公表

計画停電の月間カレンダー、グループ割り・サブグループ割り(※)を電力会社から公表(6月下旬までに)。

※各停電時間帯のグループを更に細かくサブグループに分割し、サブグループ単位で計画停電する地域を特定することによって、必要最小限の地域のみで停電を実施。

(3) 医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いする。

○医療機関(救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等)

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家(大規模な工場、研究機関等)は、技術的に可能な範囲で、大幅なピ

ークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施。

③被災地(平成23年台風12号被災地の一部施設等)、防災(原子力発電所周辺30km圏内等)などへの配慮を行う。

(4)人工呼吸器等患者への対応、熱中症対策

在宅等で人工呼吸器等の医療機器を使用する患者への対策として、①医療機関、訪問看護ステーション等への注意喚起、計画停電のスケジュール等の情報提供、②緊急相談窓口の設置、計画停電時に通電される近隣の医療機関等の施設の紹介、③電力会社による小型発電機の貸し出し等を行う。また、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

(注)昨夏の東京電力、東北電力の計画停電(未実施)との主な違いは、①東京23区は通電するなどの地区特例は設けていないこと、②防災、緊急時対応を強化していること(道府県庁、道府県警察本部、消防本部等への通電)。

2. 計画停電を実施する際の一般的な手順

前もって電源脱落等が予測できる限り、計画停電で対応する。

なお、突発的な電源脱落等の場合には、緊急的に一部のエリアが停電する可能性がある(この場合、上記1.(3)で影響緩和措置を講じた施設であっても停電する)。そのまま供給力不足が続く場合、予告した上で計画停電に移行する。

計画停電を実施する際の一般的な手順は以下を予定。

- ①他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日18時を目途に、政府から、当該電力会社管内に対し、「需給ひっ迫警報」を発令。
- ②当日朝9時を目途に政府から「需給ひっ迫警報(続報)」を発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。
- ③引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、電力需給がひっ迫し、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。
- ④引き続き、需給ひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

(注)大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、「需給ひっ迫警報」や「緊急速報メール」を発信することなく計画停電を実施する可能性がある。